

# 茨城県報 号外

昭和53年5月1日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告示

●道路の区域変更(3件)(道路維持課).....	ページ
●道路の供用開始(3件)( " ).....	1
	3

### 訓令

●茨城県職員住宅管理規程の一部改正(職員課).....	4
-----------------------------	---

### 公告

●都市計画の案の縦覧(都市計画課).....	4
------------------------	---

### 正誤

●昭和47年8月3日付茨城県報第6038号中.....	5
-----------------------------	---

## 告示

### 茨城県告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和53年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月1日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二軒茶屋瓜連線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字北酒出 字関内63番の1から	旧	メートル 最大 15.00 最小 5.00	メートル 1,228.00	
		最大 23.00 最小 8.00	1,240.00	
那珂郡那珂町大字門部字南坪 2824番の1まで	新	最大 23.00 最小 8.00	1,240.00	

茨城県告示第577号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和53年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花室牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷 地 の 幅 員	延 長	摘 要
新治郡桜村大字花室字遠原 1419番の1から	旧	メートル 最大 34.00 最小 25.00	メートル 12,828.20	
稲敷郡牛久町大字猪子 字道新塚810番の1まで	新	最大 101.80 最小 25.00	12,828.20	取付部分を区域に入れるための変更

茨城県告示第578号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和53年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洋鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡大野村大字荒野字仙間 1493番地から	旧	メートル 最大 6.00 最小 3.50	メートル 2,430.00	
鹿島郡鹿島町大字清水字西山 1657番の2番地まで	新	最大 19.50 最小 7.00	2,430.00	

茨城県告示第579号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 二軒茶屋瓜連線
- 2 供用開始の区間  
那珂郡那珂町大字北酒出字関内63番の1から  
那珂郡那珂町大字門部字北坪2474番の3まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年5月1日

茨城県告示第580号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 花室牛久線
- 2 供用開始の区間  
新治郡桜村大字花室字遠原1419番の2から  
筑波郡谷田部町大字榎戸字後原481番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年5月1日

茨城県告示第581号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 大洋鹿島線
- 2 供用開始の区間  
鹿島郡大野村大字荒野字上出1598番の3番地から  
鹿島郡大野村大字小山字松堀込1029番の4番地まで  
鹿島郡鹿島町大字清水字西山1652番の1番地から

鹿島郡鹿島町大字清水字西山1657番の2番地まで

3 供用開始の期日 昭和53年5月1日

## 訓 令

### 茨城県訓令第10号

茨城県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を、次のように定める。

昭和53年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

### 茨城県職員住宅管理の一部を改正する訓令

茨城県職員住宅管理規程(昭和38年茨城県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

境さかえ寮	猿島郡境町下小橋	境県税事務所長	を
大船津寮	鹿島郡鹿島町大字大船津	鹿島南部土地改良事業所長	
境さかえ寮	猿島郡境町下小橋	境県税事務所長	に

改める。

### 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

### ●都市計画の案の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域を変更するの必要が生じたので都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案については縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和53年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 都市計画の種類 用途地域
- 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容

(1) 内 原 町

ア 第一種住居専用地域

- a 建ぺい率及び容積率を変更する部分  
内原町大字内原字寺前, 字スワ, 字前原, 字中谷地の各一部
- b aに係る規制の内容  
建ぺい率 50パーセント以下  
容 積 率 100パーセント以下
- c 削除する部分  
内原町大字内原字前原, 字スワの各一部

イ 住居地域

- a 追加する部分  
内原町大字内原字前原, 字スワの各一部
- b aに係る規制の内容  
建ぺい率 60パーセント以下  
容 積 率 200パーセント以下

3 都市計画の案の縦覧場所

ア 水戸市3ノ丸1丁目5番38号

茨城県土木部都市計画課

電話 0292 (2)8111

イ 東茨城郡内原町内原720番地の1

内原町役場企画課

電話 029259 2211

4 縦 覧 期 間 昭和53年5月2日から昭和53年5月15日まで

**正 誤**

昭和47年8月3日付茨城県報第6038号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	正	誤
6	下から 13~14行	字遠原1419番の1から	字清水 1425番から
6	下から 12行	12,828.20 メートル	10,600 メートル

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所